

○ 総務省告示第百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百四号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月二十三日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

「一七 略」

別表

		区域	電気通信事業者
	神奈川県	「略」	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
	山梨県	「略」	株式会社日本ネットワークサービス
	富山県	「略」	株式会社ケーブルテレビ富山 株式会社オプティージ
長野県	「略」	「略」	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプティージ
岐阜県	「略」	「略」	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社オプティージ
静岡県	「略」	「略」	中部テレコミュニケーション株式会社

備考 表中の「」の記載は注記である。

改 正 前

「同上」

別表

		区域	電気通信事業者
	神奈川県	「同上」	株式会社ジェイコム湘南・神奈川
	富山県	「同上」 「ナ坂外の一部の区域を除く区域」	「同上」
	長野県	「同上」 「の一部及び田立に限る。」の区域を除く区域 に富山県中新川郡立山町吉峰寺ナ坂外 の一部の区域を併せた区域	「同上」
	岐阜県	「同上」 「の一部及び田立に限る。」を併せた区域	「同上」
	静岡県	「同上」 「静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾 野市茶畠の一部の区域を除く区域」	中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社TOKAIケーブルネットワーク